

令和8年3月4日

第1回定例会議案

(別冊3)

厚真町議会

報告第3号

所管事務調査報告について

各常任委員長から、別紙のとおり所管事務調査の報告があったので提出する。

令和8年3月4日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

令和8年2月17日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

総務文教常任委員長 伊藤 富志夫

所管事務調査報告書

令和7年第4回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る2月2日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(事務調査)

- ① 厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂について
- ② 第2期厚真町教育振興基本計画について
- ③ 厚真町教育サポートセンター運営事業について
- ④ 総合型地域文化・スポーツクラブ創設と部活動の地域展開について

2 主な説明内容

1 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

(1) 行動計画とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機に備え、国・都道府県・市町村それぞれにおいて、平時の準備や感染症発生時の対策の選択肢を示すもの。

- ・都道府県は、政府行動計画を踏まえ、都道府県行動計画を策定。
(特措法第7条第1項)
- ・市町村は、都道府県行動計画を踏まえ、市町村行動計画を策定。
(特措法第8条第1項)

【主な経過】

国		道		市町村	
H15~	新型インフル(H5N1)が流行				
H17	H5N1対応の経験を踏まえ、政府行動計画を策定	H17	政府行動計画策定を踏まえ、道行動計画を策定	H18以降	任意で計画・マニュアルを策定
H21~	新型インフル(H1N1)が流行				
H24	新型インフル特措法を制定	H24	特措法により、都道府県行動計画が法的に義務付け	H24	特措法により、市町村行動計画が法的に義務付け
H25	H1N1対応の経験を踏まえ、政府行動計画を改定	H25	政府行動計画改定を踏まえ、道行動計画を改定	H26以降	道行動計画改定を踏まえ、市町村行動計画を策定
R2~	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行				
R6.7	新型コロナ対応を踏まえ、政府行動計画を改定	R7.3	政府行動計画改定を踏まえ、道行動計画を改定	R7.4以降	道行動計画改定を踏まえ、市町村行動計画を改定

(2) 行動計画（特措法）の対象疾病

○感染症法で定める感染症類型のうち、国民に重大な影響を与える恐れがある新たな感染症として、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を対象とし、「新型インフルエンザ等」と定義

感染症類型	性格	主な疾病
一類感染症	罹患した場合の危険性が極めて高い	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
二類感染症	罹患した場合の危険性が高い	結核、SARS、MERS 等
三類感染症	特定職種において集団発生の恐れ	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等
四類感染症	動物等を介して人に感染	狂犬病、マラリア、デング熱 等
五類感染症	危険度は低い、国民生活に影響	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 等
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、国民に重大な影響を与える恐れ	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19除く) 再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	感染症法に位置づけられていない感染症について、1~3類感染症等と同等の危険性がある場合に、政令で指定(最長2年)	<過去例> SARS、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) MERS、 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、危険性が極めて高く、国民に重大な影響を与える恐れがある場合に、政令で指定(最長2年)	<過去例> SARS

新型インフルエンザ等 : 行動計画（特措法）の対象となる「新型インフルエンザ等」

(3) 市町村行動計画に記載すべき事項（特措法第8条第1項第2項）

- ① 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ・ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ・ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ③ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ④ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑤ そのほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

(4) 市町村行動計画改定のスケジュールと必要な手続き

- ① スケジュール
令和7年3月の北海道計画の改訂を受け、令和8年3月までの改訂が必要
- ② 必要な手続き（必須項目）
 - ・ 学識経験者意見聴取（第8条7項）
 - ・ 議会への報告、公表（第8条6項）
 - ・ 都道府県知事への報告（第8条4項）

2 厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画改訂の概要

I. 推進方針

【改訂内容等】

- ・ 道行動計画の記載を参考に、市町村行動計画の目的・経緯、方針等を記載

II. 対策の方針

【改訂内容等】

- ・ 国や道の基本方針を参考に基本的な考え方・留意点等を記載
- ・ 対策の目的や基本的な考え方を総論的に整理
- ・ 中長期的な対応も想定し、3つの時期区分（準備期・初動期・対応期）を設定の上、時期ごとに必要な対策を実施する旨を記載
- ・ 平時の備えを充実するほか、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、対策を実施していく旨を記載
- ・ 対策の骨子を整理し、具体的には各論（III. 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組み）で記載

III. 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

【改訂内容等】

1. 実施体制

- 発生段階ごとの実施体制、人材確保・育成や実践的な訓練等を通じた対応能力の向上について記載

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 平時及び有事の情報収集・提供方法、リスクコミュニケーションを記載

3. まん延防止

○市町村が実施するまん延防止措置を記載

4. ワクチン

○ワクチン接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載

5. 保健

○保健対策に関する体制整備、情報提供・共有について記載

6. 物資

○特措法第 10 条の規定に基づく物資及び資材の備蓄等について記載

7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

○住民の生活や社会経済活動の安定の確保について記載

新型インフルエンザ等対策行動計画【案】

令和 8 年〇月

北海道 厚真町

目 次

I. 推進方針	
1. 背景（現状と課題）	2
II. 対策の方針	
1. 基本的な考え方	4
2. 基本的な戦略	4
3. 対策実施上の考え方	5
4. 対策項目	5
III. 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組み	
1. 実施体制	6
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	8
3. まん延防止	9
4. ワクチン	10
5. 保健	14
6. 物資	14
7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保	15
III. 危機管理物品の確保	18
IV. 組織及び事務分掌	
V. 参考資料	22

I. 推進方針

1. 背景（現状と課題）

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性がまったく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10～40年の周期で出現しています。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界規模で大流行（パンデミック）し、大きな健康被害と社会的な影響をもたらしてきました。

1918年（大正7年）にスペインインフルエンザが大流行し、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、日本でも約39万人が死亡しています。

また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザが大流行し、社会・経済活動が混乱しました。

北海道においても国の「新型インフルエンザ対策行動計画」を基本として、「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を同年12月に策定しています。

令和2年においては1月15日に全国初の感染者が発生して以来、全国的に新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）がまん延し、本町においても2月25日に厚真町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して対応いたしました。

新型コロナへの対応で明らかになった課題などを踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、国は令和6年7月に、北海道は令和7年3月に新型インフルエンザ等対策行動計画の抜本的な改訂を行いました。

住民生活に深刻な影響をもたらす新型インフルエンザや新型コロナを含めた感染症の発生に備え、本町においても国及び北海道の行動計画との整合性を図りながら、感染拡大の防止及び社会活動への影響を最小限にとどめるための危機管理体制を構築し、迅速に対応するための行動指針として「厚真町新型インフルエンザ対策行動計画」を改訂しました。

本計画においては、①感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護、②住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小化、の2点を主たる目的とし、対策実施上の時期区分を「準備期」「初動期」「対応期」に分けて計画します。

II. 対策の方針

1. 基本的な考え方

新型インフルエンザ発生の時期や地域、流行規模、病原性の強弱等は、出現したウイルスによって左右されるため、現時点ではそれを完全に予測することは困難であります。が、万一発生した場合には発生初期段階での封じ込めによって感染の拡大を阻止し、町民の健康・生活等への被害、影響を最小限にとどめることが重要です。

新型インフルエンザ対策は国及び道が掲げている、「1. 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護 2. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」を目的に、町民の理解と協力を得て全町的に取り組むものとします。

なお、新型インフルエンザの発生時期や形態は予測どおりに展開しないので、本行動計画は状況に応じて、適時適切に修正を行っていくこととします。

2. 基本的な戦略

① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や、ワクチン製造等のための時間を確保します。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

② 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- 町民生活及び社会経済の安定を確保します。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

3. 対策実施上の考え方

- ① 対策実施上の時期区分を国・道の計画に併せ、3 個期に区分します。

対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

② 各期における対応の基本

(1) 準備期

発生前の段階では、感染症対策物資等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、事業継続計画等の策定、住民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。

(2) 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替えます。

(3) 対応期

発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。

感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、道、保健所設置市、国、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び社会経済の維持します。しかしながら、あらかじめ想定したとおりにいかないことも考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していきます。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。

4. 対策項目

北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき以下の7項目について、準備期、初動期、対応期に分けて考え方及び具体的な取組を記載します。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保険
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

1. 実施体制

① 準備期

(1) 計画の作成・体制整備・強化

- 町は、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「北海道計画」という。)を踏まえ、厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「厚真町計画」という。)を作成し、必要に応じ更新します。作成にあたっては、感染症に関する専門的な知識を有する者に意見を聞きます。

○ 町は、新型インフルエンザ等発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員を確保できるように業務継続計画を策定します。この際、職員の分散・リモートワークなどによる出勤制限、重点措置区域などへの出張制限、感染者や濃厚接触者・類似症状のある者の出勤の制限、必要により町施設の閉鎖・利用制限、イベントの中止・延期などによりまん延を防止できるよう計画します。まん延時にも必要な業務のうち、出勤制限により業務の継続が難しくなった部署には応援人員を配置して必要な業務を継続できるよう計画します。

○ 町は、新型インフルエンザ等対策に関わることができる知識を有した人材を育成します。

(2) 実践的な訓練の実施

○ 町は、北海道計画及び厚真町計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

(3) 国・道及び地方公共団体等との連携の強化

○ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備えるため、平素から国・道、指定地方教協団体と連携して情報共有・連携体制の確認・訓練を実施します。

○ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換をはじめとした連携体制を作ります。

② 初動期

(1) 危機管理組織

ア. 厚真町感染症等危機管理対策会議

第一段階から、新型インフルエンザ等の感染症対策の総合的な対応を図るため、町長を会長とする「厚真町感染症等危機管理対策会議」を設置し、対策にかかる基本方針の決定及び情報収集、関係機関との連絡調整を行います。

また、新型インフルエンザなどの発生等により、政府対策本部が設置され、ただちに動画同対策本部を設置した場合において、町全体での対策を円滑に行う必要が生じた場合、町長を本部長とする「厚真町感染症対策本部」の設置を検討し、実効性のある推進体制を構築します。

イ. 厚真町感染症等危機管理対策会議の構成員

厚真町感染症等危機管理対策会議は会長（町長）、副会長（副町長、教育長）及び委員（各課長）から構成します。

(2) 連絡体制

ア. 胆振総合振興局保健環境部、近隣市町との連携

胆振総合振興局保健環境部及び苫小牧地域保健所はもとより、近隣市町との連携及び情報交換を図ります。

イ. 関係機関との連携

胆振東部消防組合厚真支署、厚真町商工会、苫小牧警察署厚真駐在所、J A とまこまい広域厚真支所、厚真町社会福祉協議会、北海道厚真福祉会、厚真町民生委員協議会等との連携を図ります。

(3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備をします。

③ 対応期

(1) 厚真町感染症対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、ただちに厚真町感染症対策本部を設置します。町は厚真町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める時は、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

(2) 厚真町感染症対策本部の構成員

厚真町感染症対策本部は本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、参与（地方創生担当参事）、各課長・参事及び「厚真町地域防災計画」第3章第2節厚真町災害対策本部組織に掲げる職員により構成します。

(3) 職員の派遣・応援に係る要請

町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部または大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。また、町域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村または道に対して応援を求めます。

(4) 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

(5) 厚真町感染症対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示を言う。）がなされたときは、遅滞なく厚真町感染症対策本部を廃止します。

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 準備期

(1) 連携

新型インフルエンザ等対策は国及び道との連携が求められるほか、医療等に関する専門的な知識も必要となることから、特に道（北海道苫小牧地域保健所）との連携が不可欠です。そのため、平素から情報の共有や対策に向けた具体的な協議・連携を行います。

(2) 住民への情報提供

平素から新型インフルエンザの感染防止・拡大防止等の予防について周知します。

(3) 連絡窓口設置の準備

国からの要請を受けて、連絡窓口を設置する準備を進めます。

② 初動期

(1) 相談・連絡体制の確保

新型インフルエンザ等に対する疑問、不安解消等に適切に対応するため、相談体制を整備します。

(2) 町民への情報提供

情報を広報紙やホームページ、防災無線等を利用し、町民や関係機関等に提供します。

(3) 連絡窓口の設置

国からの要請を受けて、連絡窓口を設置します。

③ 対応期

初動期に引き続き、相談・連絡体制の確保、町民への情報提供、連絡窓口の運用を継続します。

3. まん延防止

① 準備期

新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

(1) 市町村及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

(2) 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、市町村は、平時から道及び医療関係団体と連携を図ります。

② 初動期

(1) 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務を継続できるよう所要の準備を行います。

(2) 町内の社会福祉施設へ感染予防対策を依頼します。また、新型インフルエンザの発生状況によっては、通所施設の休止等を実施しなければならないことも想定した施設運営の協力体制を事前準備します。

③ 対応期

(1) 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

ア. 外出等に係る要請

町は、道から示される、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛、都道府県間の移動自粛の要請、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間の変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請、緊急事態措置として新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことの要請について町民や町立地事業者に周知します。

イ. 基本的な感染対策に係る要請

町は、道から示される、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人込み

を避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みの勧奨について、町民や町立地事業者に周知します。

(2) 事業者や学校等に対する要請

ア. 営業時間の変更や休業要請等

町は、道から示される、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請について、町民や町立地事業者に周知します。

イ. まん延防止のための措置の要請

町は、道から示される、上記のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることの要請について、町民や町立地事業者に周知します。

ウ. その他の事業者に対する要請

(ア) 町は、道から示される、事業者に対する職場における感染対策の徹底を要請、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することの協力要請、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力に係る要請について、町民や町立地事業者に周知します。

(イ) 町は、道から示される、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請について、施設の管理者等に周知します。

エ. 社会福祉施設への町の要請

町は、町内の社会福祉施設へ感染予防対策を依頼します。

オ. 保育所、学校等の臨時休校

町は、保育所や学校等の集団生活では感染が広がりやすいため、そこに通う子どもたちの健康をできるだけ守る必要があります。学校・保育施設等の臨時休業については厚生労働省が定める運用指針による要請に従った対応を実施するほか、町内に新型インフルエンザの患者が確認され感染が広がる可能性が否定できない場合は、本町独自の臨時休業または学級閉鎖等を検討します。

また、休園・休校中の子どもたちが感染しないよう、臨時休業中の家庭での過ごし方等、生活行動の指導を行うほか、子どもたちの健康状態や家庭の状況について把握できるような体制を作ります。

4. ワクチン

① 準備期

(1) 接種体制の構築

ア. 接種体制

町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう平素から地域の医療関係者、道（保健所等）の関係者との協力体制を構築します。

イ. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。

ウ. 住民接種

町は、平時から次の通り、迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

(ア) 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、厚真町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。

(ウ) 町は、速やかに接種できるよう、地域の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

② 初動期

(1) 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

(2) 接種体制

ア. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、地域の医療関係者等の協力を得て、その確保を図ります。

イ. 住民接種

(ア) 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。

(イ) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。

(ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決

定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種の円滑な推進を図るためにも、町及び道の関係部局が連携し行います。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。

(エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域の医療関係者の協力を得て、その確保を図ります。

(オ) 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医療関係者、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。

(カ) 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び道の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。

(キ) 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行います。

(ク) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行います。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。

(ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域の医療関係者と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、道、地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍

の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。

(コ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守します。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談します。

(サ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行います。

③ 対応期

(1) 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

ア. 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

イ. 住民接種

(ア) 予防接種体制の構築

㊦ 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市町村において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

㊧ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市町村は、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。

㊨ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討します。

㊩ 町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接

種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の関係部局、地域の医療関係者等と連携し、接種体制を確保します。

(イ) 接種に関する情報提供・共有

㊦ 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。

㊧ 接種会場や接種開始日等について、防災行政無線やホームページ、SNSを活用して周知します。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施します。

(ウ) 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて総合福祉センター・総合ケアセンターゆくり・厚南会館等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の関係部局や地域の医療関係者と連携し、接種体制を確保します。

(2) 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行います。

5. 保健

① 準備期

(1) 苫小牧地域保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、町は、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から苫小牧地域保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

② 初動期

(1) 有事体制への移行準備

町は、苫小牧地域保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

③ 対応期

(1) 町は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行います。

(2) 町は道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行います。

6. 物資

① 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄

ア. 町は、市町村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフル

エンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねます。

イ．消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進めます。

② 初動期

町は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。

③ 対応期

町は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。

7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

① 準備期

(1) 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。

(3) 物資及び資材の備蓄

町は、市町村行動計画に基づき、第 6 項①（1）ア号で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるものとします。

また、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

(4) 生活支援を要するものへの支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。

② 初動期

新型インフルエンザが発生し大流行を経て終息に至るまでの間、継続的に火葬機能を維持するための体制を確保します。また、死亡者が増加した場合を想定し、臨時遺体安置所の確保についても検討・準備します。

③ 対応期

(1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

ア. 心身への影響に関する施策

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

イ. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食料及び生活必需品等の確保等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

ウ. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行います。

エ. 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 町は、国及び道と連携し、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

(イ) 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

(ウ) 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市町村行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

(エ) 町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

オ. 治安等の維持

新型インフルエンザが発生し大流行を経て終息に至るまでの間、継続的な治安・消防機能を維持するため、関係機関との連携体制を構築します。

カ. 埋葬・火葬の特例等

(ア) 町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り

火葬炉を稼働させます。

(イ) 町は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

(2) 社会経済活動の安定の確保を地象とした対応

ア. 事業者に対する支援

町は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じます。

イ. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市町村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

また、ごみ処理等、ライフラインの機能を安定・継続的に維持するための体制を構築します。

ウ. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討します。

Ⅲ. 危機管理物品の確保

新型インフルエンザ患者に対する支援を行う職員は、防護服等を着用するなど感染の防止に努める必要がある。このため町は新型インフルエンザ対策に必要な資器材等を計画的に備蓄する。

○ 新型インフルエンザ対策用資器材等の備蓄

(令和7年12月1日現在)

資器材等の品名	数 量	備 考
防護服・保護具（感染症対策用キット）	529着	
マスク（感染症対策用DS2）	359枚	
マスク（不織布製）	15,139枚	
マスク（サージカル）	8,900枚	
消毒薬（エタノール系1,000ml）	28本	
消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム6%）（1.8ℓ）	48本	
消毒薬（清掃兼スプレー500ml）	18本	
長靴	168足	
使い捨てガウン	300着	
使い捨てゴム手袋	14,370組	
飲料水（2ℓペットボトル）	192本	
飲料水（500ml ペットボトル）	263本	

IV. 組織及び事務分掌等

厚真町感染症対策本部の組織図、編成表、所掌事務表は別表のとおりとする。

別表 厚真町新型インフルエンザ等感染症対策本部組織一覧

V. 参考資料

○ 咳エチケット

通常のインフルエンザは、感染した人の咳、クシャミ、唾などの飛まつとともに放出されたウイルスを吸入することによって感染します。そのため、外出後のうがいや手洗い、マスクの着用に加えて人混み、繁華街への外出や流行地への旅行等を控えることが重要です。国においてはホームページで公表している「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において、個人・家庭レベルでの対策として“咳エチケット”をあげています。

- 1) 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけてできる限り1～2メートル以上離れましょう。
- 2) 呼吸器系分泌物（鼻汁、痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 3) 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

注) 咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布製マスクの使用が推奨されます。

一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。

1 計画策定の趣旨

厚真町教育委員会は、第1期計画のもと「ふるさとを愛し、未来に向かって、たくましく生きる力を育む人材の育成」を掲げ、学校教育や社会教育の充実に取り組んできました。

少子高齢化・人口減少、Society 5.0の進展、価値観の多様化など、社会環境の変化が進む中で、子どもたちには、

- ・自ら考え、課題を解決する力
- ・他者と協働する力
- ・思いやりや感謝の心をもって人とのつながりを大切にする力

が一層求められています。

いじめの未然防止や心のケア、人権尊重など、すべての子どもが安心して学び、成長できる環境づくりの重要性も高まっており、家庭・学校・地域が連携して、互いを認め合い、支え合う温かな教育環境をつくる必要があります。

こうした背景を踏まえ、国の「第4期教育振興基本計画」や北海道の「北海道教育推進計画」、そして「第5次厚真町総合計画」と整合を図りながら、今後の厚真町の教育の方向性を示すものとして「第2期厚真町教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、学校教育、社会教育、生涯学習、文化、スポーツなど、厚真町の教育の目指す方向や推進するための施策を示すものです。

- ・教育基本法に基づく厚真町の教育振興のための基本計画。
- ・国の第4期教育振興基本計画、北海道教育推進計画を参酌。
- ・第5次厚真町総合計画（令和8年度～令和17年度の部門別計画として位置付け、整合性を確保。

3 計画期間

計画全体：令和8年度～令和17年度（10年間）

「基本目標（前期）」：令和8年度～令和12年度（5年間）

教育の現状や社会状況を踏まえ、必要な見直しを行いながら推進します。

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
計画名															
厚真町教育振興基本計画	第1期厚真町教育振興基本計画 (10年間)					第2期厚真町教育振興基本計画									
						基本目標（前期）									

4 策定体制

- ・国・北海道の計画を踏まえつつ、社会教育委員・校長会など関係団体との協議、パブリックコメント等により、町民の意見を反映。
- ・教育委員会が所管する学校教育・社会教育等の分野の現状を分析し、教育委員会の事務事業の点検・評価報告書」を活用しながら策定。
- ・計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を徹底し、施策を継続的に見直し。

5 基本理念・基本方針

○基本理念 『ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む』

人と人との励まし合い、支え合いながら学び続ける「共生の社会」を目指します。

地域全体で学び合い・支え合うことで、思いやりや感謝の心が育ち、地域全体の幸福度を高めていきます。

学校教育・社会教育など各分野でこの理念を共有し、地域の学びと助け合いの輪を広げ、次世代へつなげる共生社会の実現を目指します。

○基本方針

（1）学校教育【豊かに学び、多様性を認める心身の育成】

- ・小中9年間を通じた学びの連続性の中で、知識・技能とともに、コミュニケーション力、多様性を認める心、困難を乗り越える力を育む。
- ・人生100年時代を見据え、将来の社会変化に対応できる「学びの土台」と多様性を尊重する寛容性・包容力を育成。

（2）社会教育【出会いと学びの循環】

- ・子どもから大人まで、だれもが学び続けられる環境整備により、地域に活力と豊かな心を育む。
- ・文化交流施設、図書機能、アイヌ文化関連施設、スポーツなど多様な資源を生かし、新たな「出会い」が次の「学び」を生み出す循環をつくる。
- ・『生涯にわたり、多世代で交流し・学び・育て合う地域づくり』をめざし、各目標・施策を相互に結び付けて推進。

○基本目標

本計画では、幼児教育・義務教育・高等教育・地域・生涯学習・郷土の歴史・スポーツなどの視点から、今後10年間を見通した10の基本目標を設定し、施策を体系的に展開します。

6 計画の構成（参考）

厚真町教育振興基本計画は、下記の4章で構成されています。

第1章 計画の策定について	I 計画策定の趣旨 II 計画の策定・位置付け III 計画期間 IV 計画の策定体制 V 計画のP D C A
第2章 教育の現状	I 学校教育の現状 II 社会教育の現状
第3章 基本理念・基本方針	I 基本理念 II 基本方針
第4章 基本体系・目標・施策	I 施策展開の基本体系図 II 基本目標・主な施策

第2期 厚真町教育振興基本計画 【概要版】（案）

基本理念

ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む



令和8年4月
厚真町教育委員会

I 計画の位置付け・期間

1 計画策定の趣旨

厚真町教育委員会は、第1期計画のもと「ふるさとを愛し、未来に向かって、たくましく生きる力を育む人材の育成」を掲げ、学校教育や社会教育の充実に取り組んできました。

少子高齢化・人口減少、Society 5.0の進展、価値観の多様化など、社会環境の変化が進む中で、子どもたちには、

- ・自ら考え、課題を解決する力
- ・他者と協働する力
- ・思いやりや感謝の心をもって人とのつながりを大切にする力

が一層求められています。

いじめの未然防止や心のケア、人権尊重など、すべての子どもが安心して学び、成長できる環境づくりの重要性も高まっており、家庭・学校・地域が連携して、互いを認め合い、支え合う温かな教育環境をつくる必要があります。

こうした背景を踏まえ、国の「第4期教育振興基本計画」や北海道の「北海道教育推進計画」、そして「第5次厚真町総合計画」と整合を図りながら、今後の厚真町の教育の方向性を示すものとして「第2期厚真町教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- ・ 教育基本法第17条第2項に基づく、厚真町の教育振興のための基本計画
- ・ 国の第4期教育振興基本計画、北海道教育推進計画を参酌
- ・ 第5次厚真町総合計画(令和8年度～令和17年度の部門別計画として位置付け、整合性を確保)
- ・ 本計画は、学校教育、社会教育、生涯学習、文化、スポーツなど、厚真町の教育に関わる取組全体の方向性と柱を示すもの

3 計画期間

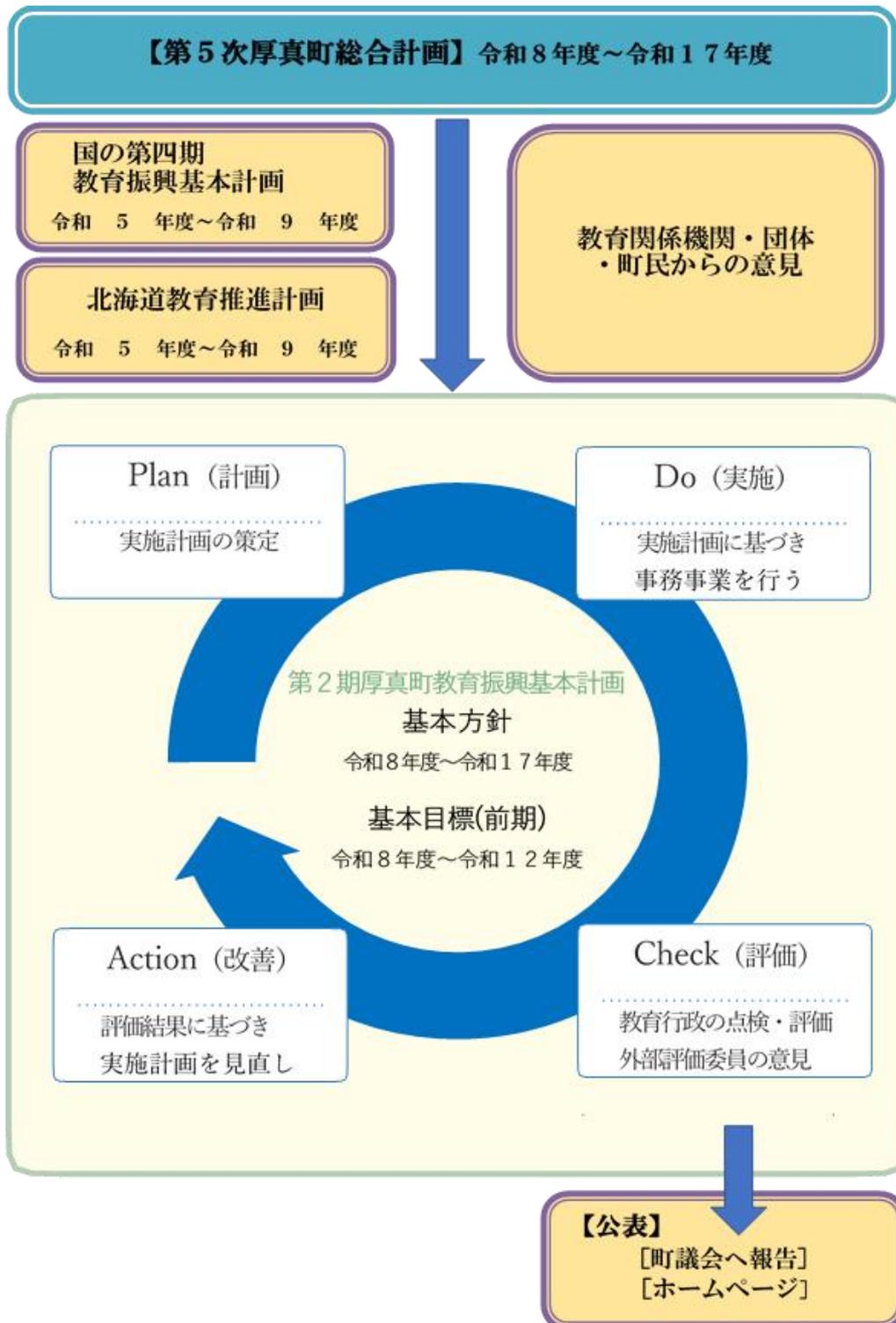
教育の現状や社会状況を踏まえ、必要な見直しを行いながら推進します。

- ・ 計画全体：令和8年度～令和17年度（10年間）
- ・ 「基本目標（前期）」：令和8年度～令和12年度（5年間）

年度 計画名	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
厚真町教育振興基本計画	第1期厚真町教育振興基本計画 (10年間)					第2期厚真町教育振興基本計画									
						基本目標（前期）									

4 策定体制・進め方

- ・ 国・北海道の計画を踏まえつつ、社会教育委員・校長会など関係団体との協議、パブリックコメント等により、町民の意見を反映
- ・ 教育委員会が所管する学校教育・社会教育等の分野の現状を分析し、教育委員会の事務事業の点検・評価報告書」を活用しながら策定
- ・ 計画の推進にあたっては、P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）を徹底し、施策を継続的に見直し



Ⅱ 教育の現状

1 学校教育の現状

(1) 国・北海道の現状

- ・ 2040年以降を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「ウェルビーイングの向上」が教育施策の中心
- ・ 学習指導要領に基づき、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」のバランスある育成を重視
- ・ ICT・GIGAスクール構想の進展とともに、情報モラルやスマートフォン・SNSトラブル等への対応が課題
- ・ 北海道では、学力・体力ともに全国平均を下回る傾向が続き、授業外学習時間の短さや運動習慣の不足が課題

(2) 厚真町の現状と課題

① 確かな学力と学習習慣の定着

- ・ 令和3年度に厚真町教育研究所を設置し、町内4校の教職員が連携して指導方法の工夫・改善を推進
- ・ 小中一貫教育（併設型小・中学校）やコミュニティ・スクールを通じて、9年間を見通した教育を実施

② 豊かな人間性・社会性の育成

- ・ 全校的な道徳教育の推進、いじめに対する未然防止・早期対応
- ・ ふるさと教育やキャリア教育を通じ、地域との関わりや未来像を考える

③ 心身の健康・生活習慣

- ・ 全国体力テストでは一部で全国平均未満だが、男子では改善傾向
- ・ 生活リズムの乱れや自己有用感・幸福感の低さが課題
- ・ 学校給食による栄養・食育、地場産物の活用、心のケア体制の継続

④ 未来に生きる教育課程・ICT活用

- ・ 英語教育（ALT配置、イングリッシュキャンプなど）を先進的に推進
- ・ 1人1台端末による個別最適な学び・協働的な学びの充実
- ・ 生成AIの可能性とリスクを踏まえた情報モラル教育の検討

⑤ 多様なニーズへの対応

- ・ 厚真町の特別支援学級在籍率は道平均の約1.8倍と高く、きめ細かな支援体制の構築が課題
- ・ 不登校児童生徒への学習支援を試行し、令和7年度には教育サポートセンタ

一準備室を設置

⑥ 安全・安心で質の高い学びの環境

- ・ 教職員研修の充実、働き方改革、校務D Xの推進
- ・ G I G Aスクール整備に伴う I C T活用スキル向上、地域資源や外部人材の活用

2 社会教育の現状

(1) 国・北海道の現状

- ・ コロナ禍以降、オンラインと対面を組み合わせた学びが定着
- ・ 社会教育施設での配信やオンデマンド提供、学校と地域の連携が進展する一方で、デジタル環境格差、人材不足、施設の老朽化が課題
- ・ 国は第4期教育振興基本計画に基づき、生涯学習やデジタル活用を推進
- ・ 北海道では、広域連携や防災・減災学習、地域資源を生かした学びを展開

(2) 厚真町の現状と課題

① 家庭・地域の教育力

- ・ 少子高齢化や家庭環境の多様化により、家庭・地域の教育力が低下傾向
- ・ 共働き世帯の増加や情報化の進展により、生活・学習習慣や情報モラルへの関わり不足が課題
- ・ 乳幼児期からの啓発と学校・家庭・地域が連携した支援体制の強化が必要

② 生涯学習活動

- ・ 子どもから高齢者まで多様な学習機会を提供しているが、参加世代の偏りがあり、多世代交流の機会が十分ではない
- ・ 高齢化に伴う担い手不足や活動の継続性が課題
- ・ 多世代交流の促進と、デジタル活用・人材育成を含めた参加しやすい環境づくりが必要

③ 文化・文化財の保存と活用

- ・ 軽舞遺跡調査整理事務所を拠点に、歴史・文化・郷土資料の保管・活用を推進
- ・ 普及活用事業により、多世代交流の機会を創出
- ・ 伝統文化の後継者不足や専門人材の育成、施設連携による環境整備が課題

④ スポーツ環境

- ・ 多様なスポーツ施設が整備され、町内外の交流拠点として活用
- ・ 施設の老朽化や指導者不足、世代を超えた交流機会の不足が課題
- ・ 地域クラブ活動の充実と、世代を超えて参加しやすい体制づくりが必要

Ⅲ 基本理念・基本方針

1 基本理念

ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む

人と人々が励まし合い、支え合いながら学び続ける「共生の社会」を目指します。地域全体で学び合い・支え合うことで、思いやりや感謝の心が育ち、地域全体の幸福度を高めていきます。

学校教育・社会教育など各分野でこの理念を共有し、地域の学びと助け合いの輪を広げ、次世代へつなげる共生社会の実現を目指します。

2 基本方針

(1) 学校教育【豊かに学び、多様性を認める心身の育成】

- ・ 小中9年間を通じた学びの連続性の中で、知識・技能とともに、コミュニケーション力、多様性を認める心、困難を乗り越える力を育む
- ・ 人生100年時代を見据え、将来の社会変化に対応できる「学びの土台」と多様性を尊重する寛容性・包容力を育成

(2) 社会教育【出会いと学びの循環】

- ・ 子どもから大人まで、だれもが学び続けられる環境整備により、地域に活力と豊かな心を育む
- ・ 文化交流施設、図書機能、アイヌ文化関連施設、スポーツなど多様な資源を活かし、新たな「出会い」が次の「学び」を生み出す循環をつくる
- ・ 『生涯にわたり、多世代で交流し・学び・育て合う地域づくり』をめざし、各目標・施策を相互に結び付けて推進

IV 基本目標・主な施策

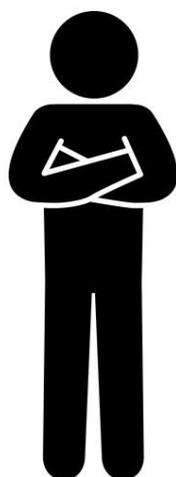
本計画では、幼児教育・義務教育・高等教育・地域・生涯学習・郷土の歴史・スポーツなどの視点から、今後10年間を見通した10の基本目標を設定し、施策を体系的に展開します。

基本目標1 確かな学力の育成、望ましい学習習慣の定着、家庭・地域との連携

◆ 学校間、地域、家庭との連携を図りながら、知識と教養を深め、生涯学習の基礎となる習慣を形成します。

【基本目標1】

たしかな学力の育成、望ましい学習習慣の定着、家庭・地域との連携



- 指導方法の工夫・改善
- 小中一貫教育
- かけはし教育
- コミュニティスクール
- ふるさと教育、キャリア教育

(1) 指導方法の工夫・改善

- ・ 学習指導要領の「三つの柱」を踏まえた、資質・能力のバランスの取れた育成
- ・ 教育研究所を核とした、学校間連携による指導方法の工夫・改善
- ・ ESD・STEAM教育を通じた、主体的・探究的な学びの推進

(2) 小中一貫教育

- ・ 義務教育9年間を見通した、学びと育ちの連続性・系統性の確保
- ・ 「未来を語る厚真の子」を目指す、教育理念の共有と継承
- ・ 学校・家庭・地域が連携した、小中一貫教育の推進

(3) かけはし教育

- ・ 幼保小の円滑な接続による、学びと生活の基盤づくり
- ・ 園・学校・保護者・地域が連携した、架け橋期の教育の充実
- ・ 関係機関と連携した、切れ目のない支援体制の構築

(4) コミュニティ・スクール

- ・ 学校運営協議会を基盤とした、地域と共にある学校づくりの推進
- ・ 学校運営への保護者・地域住民の参画による、教育活動の充実
- ・ 課題共有から実践につなげる、学校・地域協働の推進

(5) ふるさと教育、キャリア教育

- ・ 地域理解と職業体験を通じた、探究的な学びの充実
- ・ ふるさと教育とキャリア教育の統合による、主体的な進路形成の促進
- ・ 地域の一員として考え、行動する力の育成

基本目標2 豊かな人間性と社会性の育成

- ◆ 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共により良く生きるための基盤となる道徳性を養います。
- ◆ いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にあります。対応の徹底を図るとともに、いじめの未然防止、早期の組織的対応と関係機関との連携の推進等防止対策の強化を図ります。
- ◆ 問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を行います。

【基本目標2】

豊かな人間性と社会性の育成



- 道徳教育
- 人権教育
- いじめ問題対策

(1) 道徳教育の推進

- ・ 教育活動全体を通じた、道徳性と規範意識の育成
- ・ 自己肯定感・自己有用感を高める指導の充実
- ・ 他者と共により良く生きる力の育成

(2) 人権教育の推進

- ・ 人権の基本的な考え方の理解と実践力の育成
- ・ 多様性を尊重し、公正に行動する態度の涵養
- ・ いじめや差別を許さない意識と行動力の育成

(3) いじめ問題対策

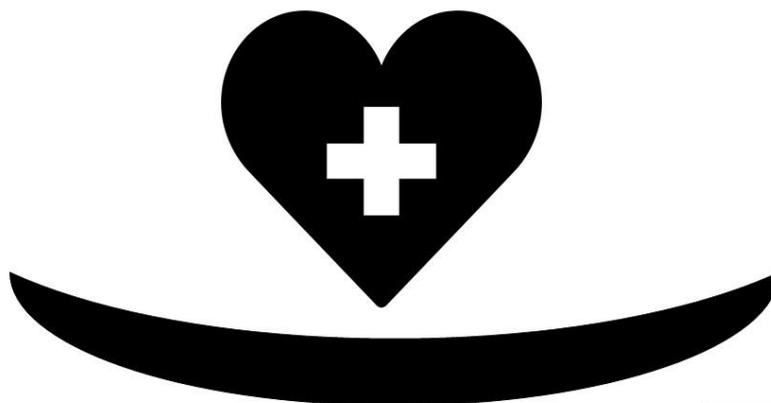
- ・ 未然防止・早期発見・継続的支援を重視した対応体制の構築
- ・ 児童生徒理解を深める、相談しやすい環境づくり
- ・ 学校・家庭・地域が連携した、温かな学校風土の形成

基本目標3 心身の健康増進と自己管理能力の促進

- ◆ 生活習慣や食習慣の改善や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図るとともに、自己管理能力を促進させます。

【基本目標3】

心身の健康増進と自己管理能力の推進



■学校体育
■健康推進
■学校教育

(1) 学校体育

- ・ 体力・運動能力の向上と、運動習慣の定着を促進
- ・ 運動の楽しさを実感できる指導と環境づくり

(2) 健康教育・保健指導の充実

- ・ 健康教育と保健指導の連携による、心身の健康づくり
- ・ 自己有用感・幸福感を高める支援の充実

(3) 学校給食

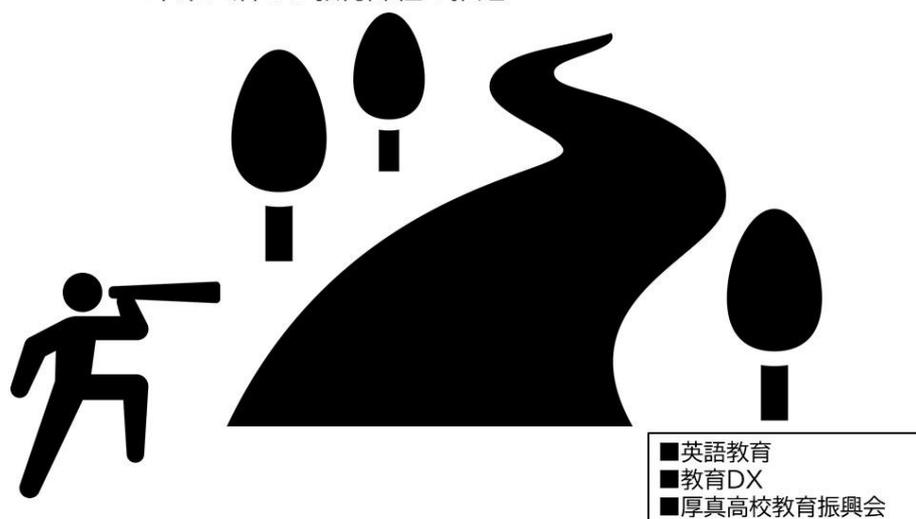
- ・ 安全で栄養バランスの取れた給食の安定的な提供
- ・ 地場産物の活用による、食育と地域理解の推進

基本目標4 未来に生きる教育課程の推進

- ◆ 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた授業（英語教育・教育DX）を推進します。
- ◆ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛するとともに、国際社会に対応できる語学力、異なる文化・価値を認め合う関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育成します。

【基本目標4】

未来に生きる教育課程の推進



(1) 英語教育推進

- ・ ALT活用による、実践的な英語力の育成
- ・ 英語学習への意欲を高める教育活動の推進

(2) 教育DX

- ・ 1人1台端末を活用した、学習環境の充実
- ・ 生成AI活用を見据えた、個別最適な学びの推進

(3) 北海道厚真高等学校への支援

- ・ 地域と連携した、高校教育の魅力向上
- ・ 入学者確保に向けた、通学・資格取得の支援

基本目標5 多様な教育的ニーズに応える教育の推進

- ◆ 様々な障がいや不登校など、多様な教育的課題を抱えた子どもたちに対応する必要があります。個々の児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成し活用するなど、学校や行政がチームとなり子どもを支援します。
- ◆ だれ一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進します。
- ◆ ノーマライゼーションの理念に基づくインクルーシブ教育の推進を行います。
- ◆ 教育費負担の軽減を目指します。

【基本目標5】

多様な教育的ニーズにこたえる教育の推進



- 特別支援教育
- 不登校児童生徒対策
- 教育費負担の軽減

(1) 特別支援教育

- ・ 個々の教育的ニーズに応じた、適切な学びの場の検討
- ・ 多機関連携による、専門性の高い支援体制の構築

(2) 不登校児童生徒対応

- ・ 教育サポートセンターを核とした、学習・生活支援を実施
- ・ 未然防止から継続支援までの、段階的な対応を実施

(3) 教育費負担の軽減

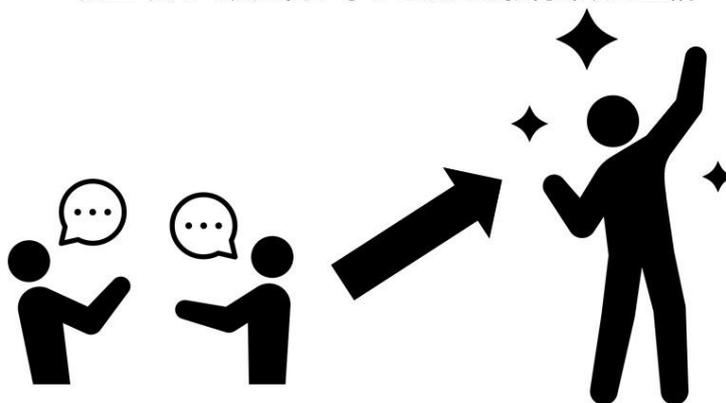
- ・ 就学援助・育英資金制度による、経済的支援の継続
- ・ 教育の機会均等を支える支援体制の整備

基本目標6 安全・安心で質の高い学びを支える教育環境の整備

- ◆ 教職員の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校における働き方改革の推進、校務DXを推進し、指導・運営体制の充実を図ると共に、児童生徒の通学や学校活動における安全・安心の確保を図る必要があります。

【基本目標6】

安全・安心で質の高い学びを支える教育環境の整備



- 指導体制の充実
- ICT教育推進
- スクールバス運行管理
- 教育研究所

(1) 指導体制の充実

- ・ 教職員の資質能力向上と、計画的な人材育成の推進
- ・ 校務効率化と外部人材活用による、働き方改革の推進

(2) ICT教育推進事業

- ・ 通学実態に応じた、安定的な運行体制の維持
- ・ 児童生徒の安全を最優先とした運行管理の実施

(4) 教育研究所

- ・ 教職員の協働による、指導力向上と教育の質の向上
- ・ 小中一貫教育の深化を支える研究・研修体制の整備

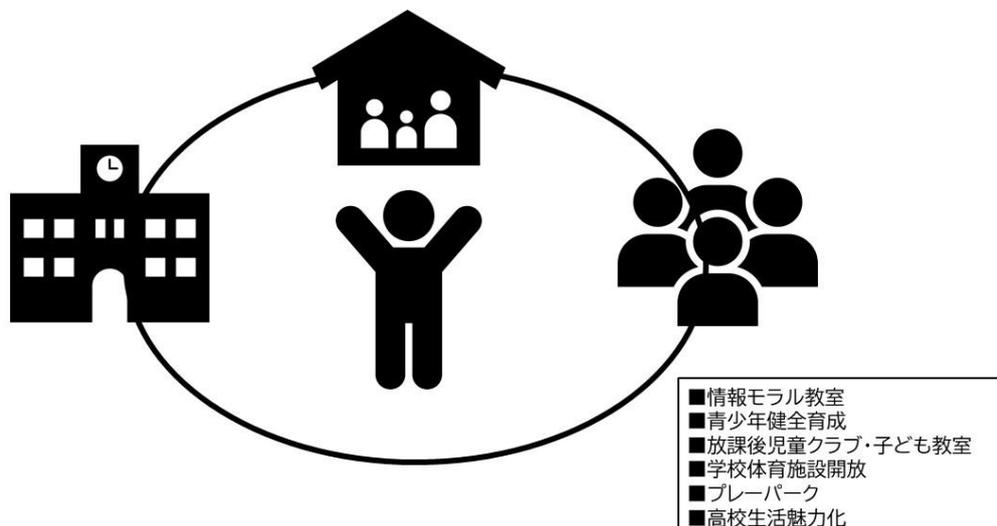
基本目標7 「人と人がつながる」子どもを中心に、学校・地域・家庭をつなぐ環境の充実

- ◆ 学校活動からの延長で、家庭での子どもたちの健全な育成を推進するため、これまでの活動を継続しつつ、プレーパーク活動などで地域とのつながりを一層強め、互いに育て合える環境づくりに努めます。

- ◆ これまで子ども主体になりがちだった事業を、今後、整備予定の文化交流施設を利用することによって「多世代にわたって人をつなぐ、出会いを創出する効果」の拡大を目指します。

【基本目標7】

「人と人がつながる」子どもを中心に、学校・地域・家庭をつなぐ環境の充実



(1) 情報モラル・デジタルリテラシー学習の推進

- ・ 情報化社会に対応した安全・安心なメディア利用意識の醸成
- ・ 乳幼児期から学齢期まで一貫した情報モラル啓発の推進
- ・ 家庭・学校・関係機関が連携した生活習慣改善支援

(2) 学校・地域・家庭が一体となった地域全体の教育環境整備体制の構築

- ・ コミュニティ・スクールを基盤とした学校・地域協働体制の強化
- ・ 地域・学校の主体性を高める運営体制と役割分担の整理

(3) 青少年の健全育成

- ・ 地域全体で子どもを見守る健全育成活動の推進
- ・ 学校・家庭・地域・育成団体が連携した支援体制の充実

(4) 放課後児童クラブ・子ども教室の実施による放課後環境の整備

- ・ 子どもが自ら選択できる多様な放課後の居場所の確保
- ・ 支援員体制の充実と多世代交流を見据えた事業展開

(5) 人と人がつながる機会の創出

- ・ 申込不要で誰もが参加できる交流の場づくり
- ・ 子どもから大人まで世代を超えた生涯学習交流の促進

(6) 学校体育施設の有効活用

- ・ 学校体育施設の開放による地域活動の促進
- ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携強化

(7) 厚真高等学校と地域の連携推進

- ・ 公営塾を核とした高校生の居場所と伴走支援の充実
- ・ 地域と連携した高校魅力化と進学促進

基本目標8 子どもも大人も生涯にわたって学び続ける多様な文化の推進と生涯学習体制の整備

- ◆ これまでは各団体、事業が個々で学びを充実させるよう工夫してきましたが、これからは、それぞれの学びをより「共有化」し、で多様な交流を増やすことにより、「新しい出会い」と共に「新しい学び」を創出できる環境整備を目指します。
- ◆ 今後、整備予定の文化交流施設を核とした出会いの場を創出するため、子どもは学校活動から一歩踏み出した活動、大人は文化団体や生涯学習活動、そして、子どもから高齢者まで多世代で学べる場として図書機能も一体化して進める必要があります。
- ◆ 第2期計画では別方針としていた図書活動についても、多様な学習活動と関連付け、地域づくりの一環として積極的に参画していきます。

【基本目標8】

子どもも大人も生涯にわたって学び続ける多様な文化の推進と生涯学習体制の整備



- 生涯学習振興
- 文化交流施設の整備、活用
- 図書機能の充実
- 読書推進、学校図書
- 地域クラブ活動(文化)
- 団体補助事業

(1) 交流を核とした生涯学習の実施

- ・ 多世代が集い学び合う生涯学習機会の創出
- ・ 参加から参画へつなげる学習成果発信の場づくり

(2) 文化交流施設の整備

- ・ 図書・研修・文化・交流機能が融合した施設の整備
- ・ 町民参加による運営を見据えた「まちのリビング」の形成

(3) 文化交流施設を核とした出会いと学びの創出

- ・ 多世代・多分野の学びと交流を生むプログラムの展開
- ・ 地域資源活用によるシビックプライドの醸成

(4) 図書機能の充実

- ・ 蔵書の充実とデジタル活用による図書サービスの向上
- ・ 誰もが利用しやすい読書環境と情報提供機能の整備

(5) 読書活動の推進

- ・ 読書を楽しむきっかけづくりと来館促進
- ・ ボランティア協働による多様な読書体験の提供

(6) 学校図書との連携

- ・ 学校と図書室の連携強化による読書環境の整備
- ・ 児童生徒主体の読書活動の推進

(7) 地域クラブ活動（文化系）

- ・ 多世代・多志向の文化活動の基盤づくり
- ・ 総合型地域文化・スポーツクラブ設立に向けた体制整備

(8) 地域・団体活動の推進

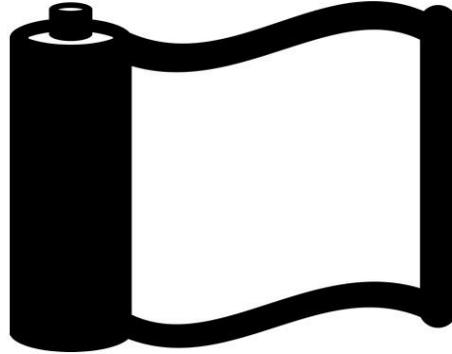
- ・ 地域団体活動の継続と活性化を支援
- ・ 町民主体の自主活動の促進

基本目標9 文化財を活用した郷土愛の醸成

- ◆ 町民が当たり前のように、自分の町を紹介できるような郷土愛の醸成のため、子どもから高齢者までが町の歴史や文化財を通して、世代を紡ぐ伝承の機会を創出し、文化財を楽しみながら、人と人がつながる地域づくりを目指します。
- ◆ 拠点施設として今後、整備予定の文化交流施設や軽舞遺跡調査整理事務所のほか、町内に点在する各種文化財を有機的な連携に基づき、町内外からの見学者等を受け入れる施設・環境づくりを目指します。
- ◆ 郷土資料・埋蔵文化財、町内伝統文化継承などを整備し、国が推進する多民族多文化共生の政策を踏まえ、厚真町ならではのアイヌ文化や開拓文化の共生、相互尊重の精神と多様性を育む事業の展開を促進します。

【基本目標9】

文化財を活用した郷土愛の醸成



- 郷土資料の記録、保存、管理、発信
- 地域の伝統文化継承
- 文化財関連
- 文化財施設整備
- 交流関係人口の創出

（1）郷土資料の記録・保存・保管環境の整備

- ・ 郷土資料・埋蔵文化財の継続的収集と適切な保存環境の整備
- ・ 歴史文化研究拠点としての機能の充実

（2）地域の伝統文化継承の推進

- ・ 伝統文化・儀式の保存と後継者育成の促進
- ・ 持続可能な伝承活動への支援

（3）埋蔵文化財保護の推進

- ・ 埋蔵文化財保護と開発行為の両立
- ・ 専門的知識や技術を有する人材の育成・確保

（4）文化財施設の整備・周知と活用

- ・ 多文化共生に対応した情報発信の推進
- ・ 文化財施設の連携強化と周遊型活用の推進

（5）文化財関連普及活用事業の推進

- ・ 文化財を生かした学習・交流機会の拡充
- ・ 町民ガイド等の人材育成による普及活動の継続

基本目標10 心身を豊かにする多様なスポーツの推進

- ◆ スポーツを主体とした町民の体力・健康づくり・交流を推進します。
- ◆ スポーツは、趣味、体力づくり、健康づくり、アスリート志向など様々な目的で成り立っていますが、今後、創設が予定される「総合型地域文化・スポーツクラブ」

において、町民が可能な限りスポーツ活動に触れられるよう「多世代・多種目・多志向」の活動を展開し、生涯にわたってスポーツ活動が楽しめる環境を整備していきます。

【基本目標10】

心身を豊かにする多様なスポーツの推進



(1) スポーツ活動の推進

- ・ 総合型地域文化・スポーツクラブを核とした活動の推進
- ・ 世代や志向に応じたスポーツ機会の確保

(2) 健康・体力づくりの推進

- ・ 町民の主体的な健康・体力づくりの支援
- ・ 交流を促すスポーツイベントの充実

(3) 地域クラブ活動(スポーツ系)

- ・ 指導者体制整備による地域クラブ活動の推進
- ・ 学校施設活用による活動基盤の確保

(4) 各種担い手団体の支援と連携

- ・ 団体間連携と財源確保によるスポーツ振興
- ・ 統括組織を見据えた協力体制構築

(5) スポーツ施設の幅広い有効活用

- ・ スポーツ施設の適切な維持管理と利活用の促進
- ・ 指定管理者制度等を含めた運営体制の検討

V おわりに

第2期厚真町教育振興基本計画は、子どもから大人まで、町民一人ひとりが「ともに生き、ともに学び、豊かな心を育む」ことを目指す、10年間の指針です。

- ・ 学校教育の充実
- ・ 社会教育・生涯学習の推進
- ・ 文化・歴史資源の活用促進
- ・ スポーツ活動の推進
- ・ 多様な人々が支え合う地域づくり

これらを相互に結び付けながら、町民・学校・地域・関係機関が協働し、地域の幸福度が高いまち 厚真の実現を目指していきます。



厚真町教育サポートセンター運営事業について

1 設置・運営に至る背景

近年、不登校や不登校傾向にある児童生徒の割合は全国的に増加の一途をたどっており、小学校で約14%、中学校で約17%と高い水準で推移している。特に北海道においては、専門的な相談・指導等による支援を受けていない不登校児童生徒の割合が増加傾向にあり、喫緊の課題として早急な対策が求められている。

不登校の背景には、「学校生活への意欲低下」「生活リズムの不調」「不安や抑うつ」「学業不振」など、多様な要因が複雑に絡み合っている。また、不登校の経験は若年層の自殺念慮・未遂者において突出しており、学業の遅れや進路選択上の不利益、ひいては将来の社会的自立へのリスクを抱える可能性が指摘されている。

このような状況に対し、予防的視点をもった早期発見・早期対応が不可欠である。さらに、2027年に改訂が見込まれる学習指導要領の論点整理では、「変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通じて自分の人生を舵取りし、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育む」ことが重視されており、児童生徒一人ひとりが社会で生き抜く力を育むための支援がより一層求められている。

2 設置・運営の目的

以上の背景を踏まえ、教育サポートセンターは、不登校や不登校傾向にある児童生徒に対し、以下の目的をもって設置する。

①児童生徒の権利保障と多様な学びの場の提供

「子どもの権利条約」や「日本国憲法」で保障されている「教育を受ける権利」を、不登校児童生徒にも確実に保障する。

国や道が示す、家から出られない、学校に行けない、自分のクラスには居づらいといった、児童生徒の状況に応じた4段階の対策に基づき、個々の状況に応じた多様な学びの場を提供し、安心して学べる環境を整備する。

②個に応じたきめ細やかな支援と社会的自立の促進

不登校の背景にある要因を早期に発見・把握し、適切なアセスメントに基づく支援計画のもと、一人ひとりの児童生徒に寄り添った支援を行う。

「HOKKAIDO不登校対策プラン」でも示されているように、「学校に登校すること」のみを目標とするのではなく、傷ついた自己肯定感を回復させ、コミュニケーション力やソーシャルスキルを身につけ、困ったときにSOSを出せる力を育むことで、児童生徒が主体的に人生を舵取りし、将来的

に精神的・経済的に自立できるような支援を目指す。

③地域全体で支える「社会に開かれた生徒指導」の推進

学校内だけで完結するのではなく、家庭、地域、関係機関と緊密に連携・協働し、児童生徒の社会的自立を地域全体で支える「社会に開かれた生徒指導」を推進する拠点となる。

新しい学習指導要領が目指す「変化の激しい社会を生き抜く力」を育むための重要な役割を担い、不登校児童生徒が社会の中で多様な他者とともに生きる力を育むための大切な拠点として機能することを目指す。

HOKKAIDO不登校対策プラン

北海道教育委員会が本道の不登校の現状と課題を踏まえ、不登校対策の基本的な方向や具体的な取組内容など、学校や教育委員会が重点的・継続的に取り組むことについて、国の不登校対策（国の不登校対策（COCOLOプラン））を参考にして令和6年3月に策定した。

実施期間は、現行の北海道教育推進計画の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和9年度までの4年間。

3 実施体制

開設日時	8:30～17:15 月～金(祝日除く)
センター職員	・支援員(会計年度任用職員) ・社会福祉士等の専門職(教職員)
場 所	厚真町教育委員会

4 業務内容

- ・学校や関係機関との連携による不登校の未然防止(一次予防)や早期発見・早期対応(二次予防)、継続的な支援(三次予防)
- ・不登校傾向にある児童生徒および保護者への相談対応
- ・支援計画の作成及びこれに基づいた学習支援および自立に資する支援

5 支援対象

- 不登校または不登校傾向にある児童生徒
- ・学校を休みがち、または休みたいと思っている

- ・登校はしているが、集団生活や学習に困難や疲れを感じている
- ・何らかの事情により、学校以外の学びの場を必要としている
- ・児童生徒や保護者が支援を希望している

6 期待される効果

学校に行きづらい子どもが学びの機会を得て、学習への意欲、生活のリズムを取り戻し、心身の安定や社会性の回復などの効果が期待される。

7 これまでの経緯

本町の不登校対策について、令和6年度に民間事業者に委託する形で試験的な学習支援を行い、児童生徒4名がこれを利用している。

令和7年度は、より最適な環境を構築するため準備室を設置し、児童生徒の支援（現時点で3名）を行いつつ、支援方法など体制づくりを行った。

8 管内の教育支援センター開設状況

- ・4市3町で開設
- ・学校復帰に向けた支援、学習機会確保の取組を実施している

	A市	B市	C市	D市	E町	F町	G町	厚真町
学校復帰に向けた支援	○		○	○	○	○		○
学習機会確保の取組	○	○	○		○	○	○	○

9 今後の方向性

- ・健康観察・相談アプリの導入など、児童生徒が発信できるツールの検討
- ・スペシャルサポートルーム（校内教育支援センター）設置の検討
- ・学習指導要領改訂の動向をふまえた、教育サポートセンターの体制調整

総合型地域文化・スポーツクラブ創設と部活動の地域展開について

1 経緯

(1) 総合型地域文化・スポーツクラブの創設

本町では、令和5年度に設置された「地域クラブ検討会議」において、部活動地域展開について議論がなされてきた。地域展開を実現するために、まずは地域側の受入れ体制を整える必要があることから、厚真町におけるスポーツ・文化活動環境の改善や将来展望等についての議論が重ねられてきた。

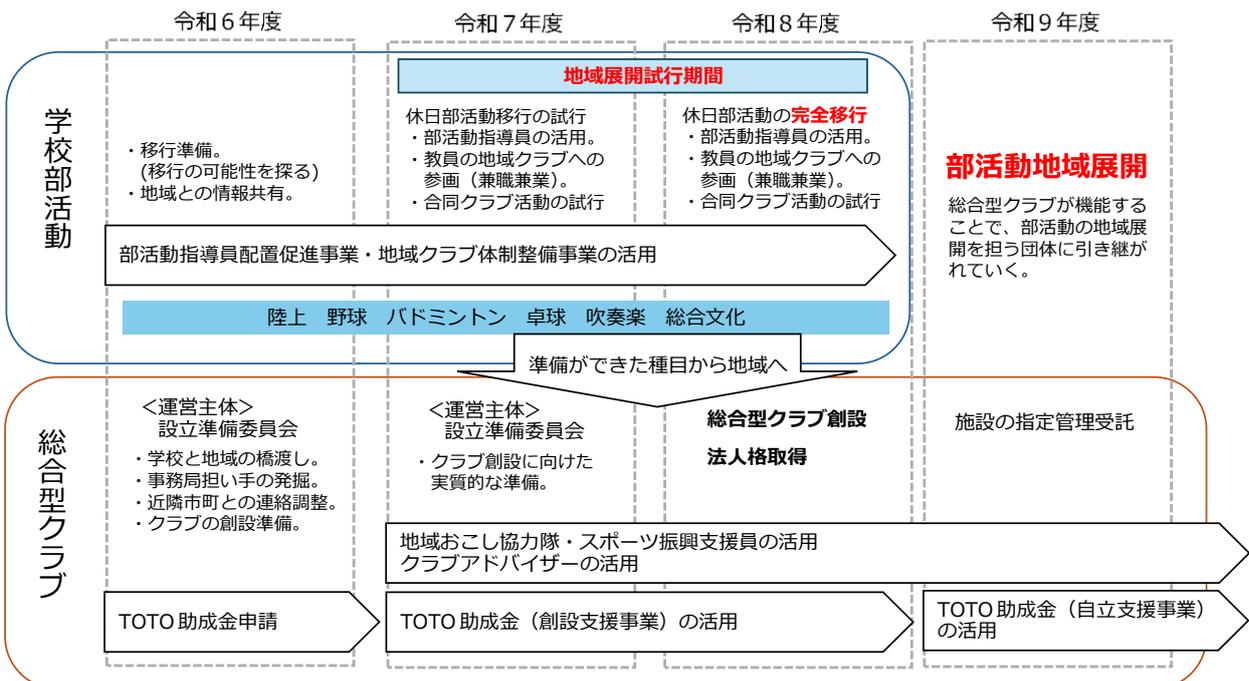
部活動地域展開を、地域スポーツ・文化活動環境の再構築のきっかけとして捉え、単純に部活動を地域にスライドさせることにとどまらず、町民全員が気軽にスポーツ・文化活動に親しめる環境を創ることを目的として、総合型地域文化・スポーツクラブを創設することとなった。

令和7年度に総合型地域文化・スポーツクラブ設立準備委員会が立ち上がり、TOTO助成金を活用しながら様々なプレ事業を実施し、令和8年度のクラブ創設に向けて準備を進めている。

(2) 部活動の地域展開

教育委員会では、令和6年度に「部活動地域展開と総合型クラブ創設のスケジュール」(下図)を示した。令和6～8年の3年間をかけて、準備が整った種目から地域へ移管しながら、同時並行で総合型クラブの創設を行うことで、中学生の活動の場が途切れることなく令和9年度の部活動地域展開完全実施を迎えるよう計画している。

部活動地域展開と総合型クラブ創設のスケジュール



2 これまでの取り組みと現状

(1) 総合型地域文化・スポーツクラブ設立準備委員会の取り組み

①設立準備委員会の概要

構成員 7人（スポーツ関係有識者、文化関係有識者、地域おこし、教委職員等）
準備委員会を毎月1回程度開催（令和8年2月2日現在11回）
町民のニーズ調査やプレ事業を通して、本町に合ったクラブの在り方を検討するなど、
クラブ設立に向けた準備を行っている。

②令和7年度の取り組み内容

- 4月15日 第1回設立準備委員会
- 4月23日 部活動地域展開研修会（札幌市）
- 5月18日 総合型地域SC連絡協議会第1回情報交換会（札幌市）
- 5月28日 第2回設立準備委員会
- 5月29日 アビススポーツクラブ情報交換会（安平町）
- 6月12日 第3回設立準備委員会
- 6月13～15日 アシスタントマネージャー講習会（井上）
- 6月26日 走り方教室（15名参加）
- 6月28日 田舎祭り出店（アンケート調査）
- 7月14日 しわひめスポーツクラブ視察（宮城県）
- 7月16日 第4回設立準備委員会
- 7月21日 MDC チャレンジャーズ及び北海道チャレンジマラソン視察（千歳市）
- 7月23日 けん玉×DJ 教室（20名参加）
- 7月28～29日 アシスタントマネージャー講習会（川嶋）
- 8月27日 夏休み送迎サポート（7日間46人利用）
- 9月 2日 第5回設立準備委員会
- 9月 7日 京極町2時間トレイルリレーマラソン視察（京極町）
- 9月16日 第6回設立準備委員会
- 9月22日 バasketボール教室（27名参加）
- 10月14日 部活動地域展開パンフレット（全戸配布）
- 10月14日 第7回設立準備委員会
- 10月20日 テントサウナ教室（12名参加）
- 11月 1日 厚真町いこいの森リレーマラソン2025（中止）
- 11月 1日 厚真町文化祭ウィーク出店
- 11月11日 町民ディスカッションに向けた研修会兼第8回設立準備委員会
- 11月17日 町民ディスカッション（福祉センター青年室、55名参加）
- 11月22日 苫小牧チャレンジマラソン2025（苫小牧市、99名参加）
- 11月25日 卓球教室（17名参加）

- 12月 9日 第9回設立準備委員会
- 12月23日 第10回設立準備委員会
- 12月29日 ボードゲーム教室（23名参加）
- 1月13日 バレーボール DAY（31名参加）
- 1月15日 第11回設立準備委員会

③得られた成果

総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会では、月1回の定期的な設立準備委員会を重ね、研修や先進地視察を通じて運営体制や事業内容の検討を進めてきた。同時に、様々な種目を体験できる文化・スポーツ体験教室を継続的に実施し、子どもから高齢者まで幅広い世代の参加を得ることができた。これらの取組を通じ、競技力向上を目指す層だけでなく、健康づくりや交流、体験を目的とした参加が多く見られるなど、「多世代・多種目・多志向」という総合型クラブの理念が地域に浸透しつつあることを実感している。町民ディスカッションにおいても、町民の様々な立場からの意見を聞くことができ、設立に向けた方針が定まった。今後は、これまでの実績と町民の声を生かし、誰もが自分に合った関わり方を選べる持続可能な総合型地域スポーツクラブの設立を目指していく。

※総合型地域文化・スポーツクラブ設立の概要については別紙、資料1を参照

（2）部活動地域展開に関わる取り組み

①令和7年4月時点の各校の部活動設置状況

厚真中学校	厚南中学校
バドミントン部 吹奏楽部	バドミントン部 卓球部 総合文化部

②各部活の地域展開状況

【バドミントン部】（両校）

令和7年度から、厚真中と厚南中両校で合同チームを作り、平日は部活動として、休日は地域クラブとして活動。中体連は地域クラブとして出場した。令和8年度からは、平日を含めて地域クラブとしての活動となる見込み。現状、指導者は教職員が主軸であり、今後は教職員が兼職兼業で地域クラブの指導者として指導にあたる形を想定している。

【卓球部】（厚南中）

令和7年度中に、地域人材が部活の指導にあたる部活動指導員を任用。令和8年度からは、バドミントンと同様に地域クラブとして活動する見込み。教職員も兼職兼業により地域クラブの指導者として指導にあたることを想定している。

【吹奏楽部（厚真中）・総合文化部（厚南中）】

厚真中吹奏楽部については、地域の指導者が見つからない状況であり、地域展開が難しい状況である。厚南中総合文化部については、町の行事参加を主活動とするなど、今後の活動形態を模索中であるが、令和8年度以降は地域クラブとしての活動となる見込み。

3 これからの取り組み

（1）総合型地域文化・スポーツクラブの運営開始と活動の充実

令和8年4月からクラブの運営をスタートさせ、だれもが気軽に文化・スポーツ活動に親しめる環境を構築するとともに、部活動の受け皿として機能させる。地域展開を進めることで中学生の選択肢が広がり、文化・スポーツ活動への親しみやすさが増すようクラブの活動内容を充実させていく。

（2）地域クラブ活動の認定制度の構築

地域クラブ活動の中でも、中体連参加を目指すクラブについては、市町村教育委員会の認定が必要となる。令和7年度中に認定地域クラブ制度を構築し、令和8年度以降、地域クラブが町の補助を受けながらスムーズに中体連に参加できるようにする。

（3）地域クラブ指導員の配置拡充

令和7年度から運用を開始した地域クラブ指導員制度（令和7年度陸上競技で2名任用）を他種目に拡充させ、地域クラブ指導者の確保に努める。

（4）地域クラブ活動活性化事業の展開

令和8年度に新規予算要求予定の事業で、放課後の学校開放及び中学校間の送迎バス運行を行い中学生が自主的に活動を行える環境と活動場所までの移動手段を確保する。概要については別紙資料2のとおり。

4 課題

- ・移動手段及び指導者の確保
- ・地域クラブ活動参加者の費用負担増
- ・地域クラブ運営に関わる財源の確保

3 主な質疑・意見

① 厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂について

- ・危機管理物品の数が一桁単位になっている理由は。また、何人分を想定しているのか。
- ・行動計画改訂において必要な手続きとして、議会への報告・説明とあるが、ほかの議員にも報告があるのか。議員全員が知っておく必要があるのではないか。
- ・この改訂を受けて情報を発信する内容に何らかの変更があるのか。
- ・対応期やそれ以降の期間においては、頻度を上げた情報提供の機会が必要だというふうに考えるが、改訂される内容ではどのようなようになっているのか。
- ・どのような情報を、どのような方に届けるかということも、しっかり検討していただきたい。
- ・行動計画の改訂にあたり、感染者等に対する偏見等の解消に向けた行動計画も、改訂の指針にあったように記憶をしているが、その点についての対応はどのようにお考えか。
- ・この改訂についての議会へ提案し、承認を得る手続きは今後予定されているのか。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検証結果や課題認識を基に、今後重点的に取り組むべき事項を整理・反映した改訂となっているのか。

② 第2期厚真町教育振興基本計画について

- ・第2期厚真町教育振興基本計画において、「生きる力」「人生の舵取りをする力」というワードが、現行のものに比べて減っている理由は。
- ・ふるさと教育について理解はできるが、効果、成果について若干疑問に思う。成果がどこに表れているのか検証いただきたい。
- ・北海道の現状分析で、学力・体力ともに全国平均を下回る傾向が続き、授業外学習時間の短さや運動習慣の不足が課題だが、厚真町も同傾向か。
- ・厚真町は長期間にわたり英語教育に力を入れているが、英検取得は英語教育の目標のひとつとして必要ではないか。
- ・主権者教育についてどのように考えているか。

③ 厚真町教育サポートセンター運営事業について

- ・不登校児童に対する対策の一つとして、登校の認定基準をしっかりと示すことが安心材料になると思うが、不登校であっても登校と認定をする基準が何かあるのか。
- ・義務教育に対する意義の認識が希薄な子どもたちが出てくると推察されるが、そういう子どもたちのために、学びの支援の内容を何か検討されているのか。
- ・校内に教育支援センターを設置する説明であったが、違う場所に出向いて対応をするなどの検討状況は。

- ・民間のフリースクール等、学びの場には多様な選択肢があるので、それらを登校扱いにしていただきたい。
- ・保護者に対してのケアをどのように考えているのか。
- ・これまで取組を十分に進められなかった要因についてご教示いただきたい。
- ・家庭、学校、教育委員会と連携を組んで様々な観点から丁寧に協議を重ねながら着実に取り組みを前進させていただきたい。

④ 総合型地域文化・スポーツクラブ創設と部活動の地域展開について

- ・地域クラブは、厚真中学校・厚南中学校・厚真高等学校の3校が連携し、共同で活動を行うと捉えているが、そのような認識で相違ないか。
- ・全町民を対象とするということは、全道大会や全国大会に出場する競技者も支援を行っていくということか。

令和8年2月17日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

産業建設常任委員長 橋本 豊

所管事務調査報告書

令和7年第4回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る1月30日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 【調査事件】

(現地調査)

- ① こぶしの湯あつま

(事務調査)

- ① 町内の空き家の状況及び利活用について
- ② 町内の農道橋の現況について
- ③ こぶしの湯あつまの運営状況について

2 主な説明内容

1 町内の空き家の状況

本町では、人口減少・高齢化や住宅の老朽化を背景に空き家が増え、市街地と郊外部に散在する状況が課題とされています。空き家は放置されると、倒壊リスク、防犯、衛生、景観、防災面に悪影響が生じます。日本全体でも空き家は増加傾向で、相続後に管理できない需要の弱い地域で売却・賃貸が進まないことが要因です。本町も、生活環境の悪化防止と利活用促進を掲げ、空家対策計画に基づき対応を進めています。

(1) 全国及び北海道の空き家数・空き家率

総務省統計局の調査によると、全国の空き家数は増加傾向にあり、平成10年の約580万戸から、令和5年には約900万戸にまで増加しています。

一方、北海道の空き家数は、平成30年に約38万戸と一時的に減少に転じましたが、令和5年には約45万戸と再び大きく増加しています。

(空き家数と空家率の推移)

		平成10年度	平成25年度	平成30年度	令和5年度
全国	空き家戸数	580万戸	820万戸	849万戸	900万戸
	空き家率	11.5%	13.5%	13.6%	13.8%
北海道	空き家戸数	27万戸	39万戸	38万戸	45万戸
	空き家率	11.2%	14.1%	13.5%	15.6%

(2) 町内の空き家件数

本町では、これまでに令和元年度、令和3年度、令和5年度に空き家実態調査を実施しています。用途が住宅（併用住宅を含む）に分類されるもののみを抽出して比較すると、概ね増加傾向にあるといえます。

(過去の空き家実態調査結果)

単位：(件)

	令和元年度	令和3年度	令和6年度
空き家数	120	150	245
うち住宅系空き家数	43	106	79

(3) 地区別内訳（令和6年度現在）

町内全30地区のうち、空き家が確認されなかった地区は、令和元年度調査においては11地区ありましたが、令和6年度時点では2地区となっています。現在では、町内全域で空き家が分布していることがよくわかります。

次に、下記の表において 245 件の空き家を地区・状態別にそれぞれ示しています。状態の区分は、空き家実態調査の調査項目である「倒壊の恐れのある建物」、「老朽建物」、「再生可能建物」、「利用可能建物」の 4 区分としています。

なお、「特定空家等」の認定については、町の建築技術者が外観目視による評価をおこない、国の枠組み（住宅不良度測定基準等）を踏まえ、建物の傷み具合や危険性などを見て判断します。外観目視の結果を踏まえ、町内部の検討体制で決定しています。

地区	戸数	評点			
		倒壊の恐れのある建物 (100ポイント以上)	老朽建物 (51ポイント～ 99ポイント)	再生可能建物 (11ポイント～ 50ポイント)	利用可能建物 (0ポイント～ 10ポイント)
幌内	15	2	(1)	6	5
高丘	4	0		2	1
富里	11	5	(2)	1	2
吉野	0	0		0	0
東和	9	3		3	1
本郷	21	0		10	8
朝日	3	0		2	0
桜丘	4	0		0	4
幌里	24	5	(2)	12	6
豊沢	23	0		9	13
上厚真	18	3	(3)	9	4
上野	5	3		1	0
共栄	7	1		4	2
共和	2	0	(1)	1	0
厚和	12	3	(1)	8	1
美里	6	2		4	0
新町	12	0		7	3
浜厚真	5	3		2	0
軽舞	11	2		6	2
鹿沼	5	0		2	2
表町	0	0		0	0
京町	5	0		3	2
錦町	0	0		0	0
本町	2	2	(1)	0	0
清住	11	3	(2)	7	0
豊丘	2	0		2	0
宇隆	9	2	(1)	5	1
富野	13	2		10	1
豊川	4	0		3	1
鯉沼	2	0		2	0
総数	245	41	(14)	121	59
			特定空家		

※ 特定空家とは … 放っておくと周りに危険や迷惑が出るレベルの問題のある空き家

※ 上記の評点基準や項目は、国の考え方に基づき「厚真町空家対策計画」において規定

2 空き家利活用のための取組み状況

(1) 「空き家バンク制度」

町では、空き家の有効活用により、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、平成22年度に「厚真町空き家バンク制度」を創設しました。

平成28年度の本計画策定以降、令和6年度までに60件の登録があり、うち47件が成約（売却と賃貸の合計）しています。

(空き家バンク制度の登録・成約実績)

単位：(件)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
登録件数	13	8	8	6	6	4	1	13	1	60
成約件数	11	11	6	6	5	1	0	4	3	47

(2) 「空き家等利活用資金の助成・貸付制度」

町では、市街化調整区域又は都市計画区域外に所在する空き家（土地を含む）を取得し、10年以上居住する方を対象として、空き家及びその土地の取得に係る経費の助成又は貸付を行っています。

(空き家等利活用資金補助金の補助実績)

単位：(件)

年度	R3	R4	R5	R6	合計
助成・貸付件数	3	0	1	1	5

(3) 「特定空家解体事業補助金制度」

町では、特定空家等の除却を推進し、地域住民の生活環境の安定を図ることを目的として、適切な管理が行われていない特定空家等の除却に要する費用の一部を補助しています。

(特定空家解体事業補助金の補助実績)

単位：(件)

年度	R3	R4	R5	R6	合計
補助件数	0	1	4	2	7
解体棟数	0	1	6	3	10

(4) 「厚真町中間管理住宅事業」

町では、空き家の利活用と移住定住を促進するために、国の交付金や地方債を最大限活用しながら町内の空き家を借り上げて整備し、賃貸の用に供する「厚真町中間管理住宅事業」を実施しています。

スタートした令和7年度は、町内の空き家1件について空き家の所有者との賃貸借契約締結及び賃貸の用に供するための改修工事を実施し、令和8年度より、中間管理住宅への入居を予定しています。今後においても本制度を継続し、より一層の地域活性化につなげてまいります。

(5) 「空き家相談会」

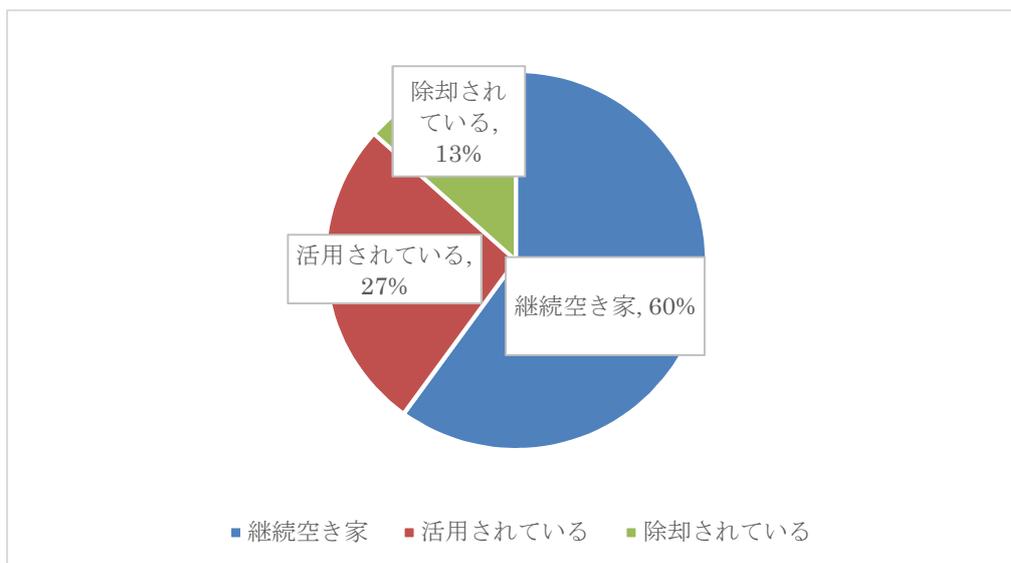
町では、令和3年以降、計5回の空き家相談会を開催し、15件の空き家相談と10件の空き家予備軍の相談に対応してきました。令和6年現在、空き家相談に対応した15件のうち、4件が活用されており、2件は除却されました。

(空き家相談会の開催実績)

単位：(件)

開催日		相談の区分		備考
年度	日付	空き家	空き家予備軍	
令和3年度	令和4年2月26日	1	-	
令和5年度	令和6年2月12日	3	3	
	令和6年3月9日	6	5	
令和6年度	令和6年12月14日	4	1	
	令和7年1月18日	1	1	
合計		15	10	

(相談会において対応した空き家の状況)



【令和6年12月末現在】

区分	件数	割合
継続空き家	9	60.0
活用されている	4	26.7
除却されている	2	13.3
合計	15	100.0

3 今後の対策の方向性について

本町の空き家対策は、国交省が示す「予防・活用・管理の適正化」と「特定空家等への迅速な対応」を軸に、町空き家等対策計画の考えに沿って総合的に推進していきます。発生抑制として、早期相談と所有者の意識啓発を強化し、空き家相談会・空き家バンク等を通じた移住・住宅確保・地域活性化につながる利活用を拡大します。同時に、管理不全空家・特定空家等は実態把握と指導を徹底し、改善が見込めない場合は、空き家対策特別措置法に基づき勧告・命令等を適切に運用します。今後も官民連携と関係部局の連携を深め、安全で良好な住環境の確保を図ります。

② 町内の農道橋の現況について

1. 農道橋の設置状況

ラフナイ川 4基

当麻内川 8基

梁川 6基

分家沢川 10基

チカエップ川 11基

ノヤスベ川 6基

軽舞川 7基

チケッペ川 3基

長沼川 1基

ハビウ川 8基

2. 農道橋（私道橋）の補助制度

(1) 道路法に規定する道路以外の道路付属物を農道橋（私道橋）として設定する対象となる橋梁の規模は橋長3.6m、幅員3.0m以上のもので他の事業等により補助があるものを除く。

事業費の50%以内で補助額は500千円まで補助する。

(2) 令和6年発生、令和7年の豪雨災害における措置（時限）として農道橋（私道橋）の設置事業の補助を行っている。

事業費の75%以内で補助額は750千円まで補助する。

3. 農道橋（私道橋）の補助実績

(1) の補助制度による実績

24基の橋に対して補助を行っている。

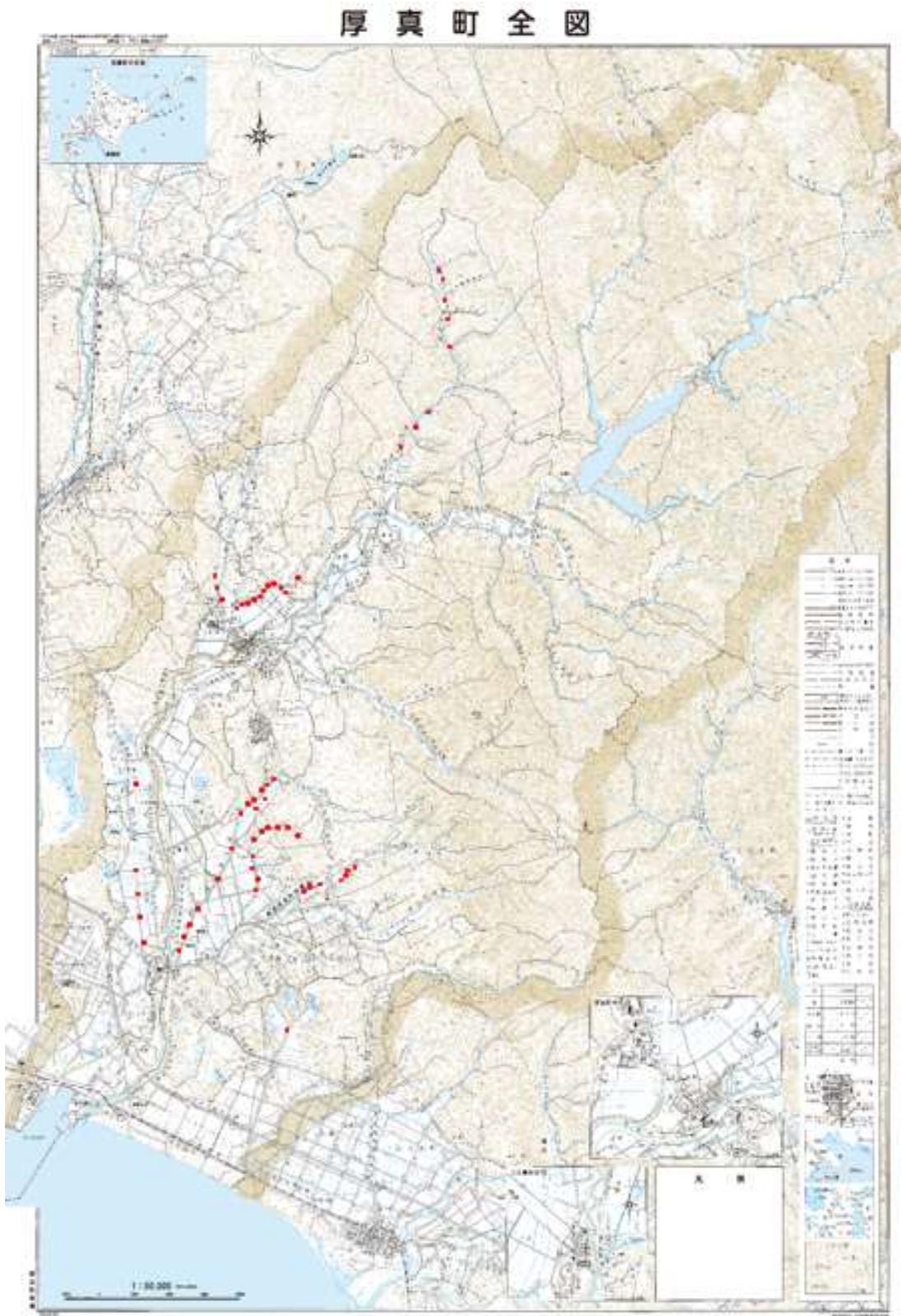
豊川、幌内、高丘、軽舞、本郷、共栄、豊沢、朝日、共和、桜丘、東和地区で実施。

(2) の補助制度による実績

2基の橋に対して補助を行っている。

幌里、高丘地区で実施。

4. 農道橋の設置箇所



1 概要

(1) 施設名称 厚真町交流促進センター「こぶしの湯あつま」

(2) 管理方法 指定管理（株式会社あつまスタンプ会：厚真町京町37番地）

ア 指定管理期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

イ 指定管理料は、次の表のとおり（令和8年度及び9年度は協定書に基づく予定）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
42,355千円	37,651千円	44,419千円	36,045千円	35,227千円	195,697千円

(ア) 令和5年度は、基本協定で定めた金額38,655千円に対し、A重油の高騰に伴う実績差額支援として1,500千円、チラー故障に伴う営業停止期間の損失分として2,200千円を追加支給

(イ) 令和7年度は、基本協定で定めた金額37,499千円に対し、エネルギー調達価格の著しい上昇に伴う2カ年分の電気料等差額支援として6,920千円を追加支給

ウ 指定管理先における各年度末時点の組織体制（人数等） ※令和7年度は4月当初計画

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支配人	1名	1名	1名	1名	1名
副支配人(代理)	1名	1名	2名	1名	1名
フロント	5名	5名	5名	5名	5名
食材・厨房	8名	7名	8名	8名	8名
設備	2名	2名	2名	2名	2名
警備	2名	2名	2名	2名	2名
清掃	7名	6名	9名	9名	9名
ホール	1名	1名	1名	1名	1名
送迎	0名	0名	0名	1名	1名
合計	27名	25名	30名	30名	30名

2 利用実績

(1) 施設の利用者実績（見込） ※令和7年度は見込みの数字（11月までの実績を元に）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入浴者	40,505人	59,700人	69,618人	77,722人	82,618人
宿泊者	3,192人	5,951人	5,511人	5,695人	6,135人
ムービング	—	632人	2,106人	1,503人	2,243人
合宿	0人	750人	890人	1,037人	582人
貸室利用	140人	265人	181人	214人	219人
宴会	436人	1,649人	2,760人	3,253人	2,917人
レストラン	13,057人	20,284人	23,689人	25,209人	26,504人
加工室利用	143人	341人	328人	233人	451人
合計	57,473人	89,572人	105,083人	114,866人	121,669人

(2) 風呂の日実績 ※令和7年度は見込みの数字(11月までの実績を元に)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大人	1,703人	2,588人	2,386人
子ども	217人	287人	337人
合計	1,920人	2,875人	2,723人

3 運営実績(収支)

※本表は、指定管理者からの報告を抜粋しているため「税抜表示」を記載

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入	施設利用料	34,998千円	59,746千円	70,626千円	76,171千円	82,218千円
	飲食料	15,780千円	31,644千円	38,597千円	41,582千円	42,312千円
	物品販売等	4,214千円	7,103千円	10,062千円	14,338千円	15,591千円
	指定管理料	43,507千円	40,602千円	38,505千円	34,228千円	40,381千円
	収入小計	98,499千円	139,095千円	157,790千円	166,319千円	181,102千円
支出	売上原価	50,721千円	68,678千円	76,460千円	81,486千円	79,761千円
	販管費	68,403千円	73,415千円	84,704千円	84,365千円	92,444千円
	支出小計	119,124千円	142,093千円	161,164千円	165,851千円	172,205千円
営業外収益	15,301千円	4,250千円	957千円	338千円	393千円	
税抜損益	▲5,324千円	1,252千円	▲2,417千円	806千円	9,290千円	

4 主な修繕等

- (1) ムービングハウス設置工事 65,838千円(令和3年度)
- (2) ムービングハウス環境整備 9,427千円(令和4年度)
- (3) こぶしの湯外部改修工事(屋根、外壁、浴室天井等) 72,039千円(令和5年度)
- (4) 空冷チラー修繕 5,888千円(令和5年度)
- (5) 熱交換器取替及び蓄熱槽温度管理装置交換修繕 9,347千円(令和6年度)

3 主な質疑・意見

① 町内の空き家の状況及び利活用について

- ・ 5年後、10年後、さら空き家が増加する懸念をしているが、今後の見通しについて、町としてどのように捉えているのか。
- ・ 二地域居住に対する住宅の提供も視野に入れているのか。
- ・ 空き家の件数のうち、所有者が町外在住で適切に管理されておらず、近隣の住民の方から苦情が来ているケース等はあるのか。
- ・ 特定空家に認定された場合、家屋の撤去は絶対的な命令になるのか。
- ・ 空き家の利活用に対して事業を進めているが、町外の方に対してどのようにアピールしているのか。
- ・ 昭和40年代前半、中ぐらいまでの建築された住宅については未登記物件が多いと聞いているが、空き家バンクに登録していく上で支障が出ていないか。

② 町内の農道橋の現況について

- ・ 農道橋の補助制度は、国の補助対象はないのか。

③ こぶしの湯あつまの運営状況について

- ・ 職員の組織体制について、送迎する方は2名体制なのか。
- ・ 従業員のうち、パートタイムの比率を把握できたらご教示願いたい。

報告第4号

委員会調査報告について

各特別委員会から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和8年3月4日提出

厚真町議会議長 渡部 孝 樹

令和8年2月19日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 吉岡 茂樹

委員会調査報告書

令和7年第4回定例会において付託された調査事件について、去る2月12日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(事務調査)

- ① 庁舎周辺等整備事業について

2 主な説明内容

3 主な質疑・意見

- ・片屋根のような形状になっているが、降雪について考えているのか。また、これは夏の日よけや風除け等イメージしているのか。
- ・図書室を1階と2階に分けた理由は。
- ・アイヌ展示スペースと図書スペースは、機能的に明確に区分されるという認識でよいか。
- ・事業者の意向はあるだろうが、施設を建設するのは町であり、公費を投入する以上、しっかり協議を行っていただきたい。
- ・当初、浸水に備えて土盛りをして地上げをする計画があったと認識しているが、現段階ではどのように考えているのか。
- ・文化交流施設と軽舞遺跡調査整理事務所、どちらを主として集約していくのか。併設で今後も進めていくのか。

令和8年2月25日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

総合計画策定に関する調査特別委員会
委員長 高田 芳和

委員会調査報告書

令和7年第4回定例会において付託された調査事件について、去る2月12日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(事務調査)

- ① 「第5次厚真町総合計画（素案）及び意見募集の開始」について

2 主な説明内容

3 主な質疑・意見

- ・開拓以前の歴史を前史扱いせず、人々を中心とした歴史記述へ修正することを専門家に強く要望したい。
- ・「厚真町は豊かな自然と調和しながら、さらなる発展に」との文章があるが、豊かな自然と何が調和をしているか不明確である。例えば「豊かな自然と産業」、「豊かな自然と産業基盤」など調和の主体を明記し、「発展」を「持続的な発展」と文言修正をするほうが、未来を見据えた計画になるのではないか。
- ・「介護予防運動」という言葉を入れるべきではないか。
- ・水産品ブランド認知におけるビジョンが不足しており、掲げるべき方向性としては、基礎部分が足りないのではないか。
- ・新たな拠点として土地利用をしていきたいという方向性があるのにもかかわらず、新たな拠点についての言及、もしくは方向性というのが見えない。その分野における新たな拠点の活性化についての施策を落とし込むべきではないか。
- ・産業の振興の課題構造、ロジックモデルについて、当事者と共に構造を共有して、必要な10年後の未来を描いていただきたい。
- ・北部地域の産業も含めて位置付けたほうがいいのではないか。

報告第5号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和8年3月4日提出

厚真町議会議長 渡部 孝 樹

厚 監 査 号
令和7年2月25日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博

現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和6年度11月分・12月分・1月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。